

林俊夫・弁護士著　　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1989年3月号を読む

婚約の解消—結納金の返還—

1. (1)ときどき、婚約と結納金についての相談を受ける。
(2)といっても、職業柄、婚約の解消や結納金の返還をめぐる話である。
(3)最近は、女性からの婚約解消が多いようである。
(4)例えば、婚約して結納を授受してから結婚式直前になって、「何か違うワ」ということで婚約を解消したくなった。
(5)そのとき、結納金は受け取った額を返せばよいのか。倍額を返さなければいけないのか。
(6)この問題については、婚約や結納の法的意味を検討する必要がある。

2. (1)まず、婚約について考えてみよう。
(2)婚約とは、当事者間で将来婚姻(結婚のこと)しようという合意である。
(3)一種の身分的契約といえる。
(4)そして、婚約により、婚約者はお互いに誠実に交際し婚姻を成立させる義務が生じる。
(5)しかし、婚姻の性質上、それを法的に強制することはできない。
(6)だから、婚約は一方的に解消すること自体は自由である。
(7)ただ、正当な理由もなしに解消した者は、一種の契約上の義務の不履行として、損害を賠償する責任がある。
(8)この場合には、財産的な損害ばかりでなく、精神的な損害(慰謝料)も賠償しなければならない。
(9)例えば、当事者がいずれも高校卒業直後に男性が大学に進学する状況の下で、将来夫婦となることを約束して肉体関係を結び、その後も男性が休暇で帰省するたびに肉体関係を継続し、双方の両親も男性が大学卒業後は婚姻させてもよいと考えて二人の関係を黙認していた事情があれば、後に男性が正当な理由もなく女性との婚約を拒絶した場合には、女性は男性に対し慰謝料を請求することができる。(最判昭38・12・20)。

3. (1)次に、結納について考えてみよう。結納の法的性質については各種の考え方がある。
(2)中には、売買契約と同様に婚姻のための手附とする考え方もある。
(3)もちろん、結納にも慣行上様々な形態があり、そのような特約もできる。
(4)しかし、一般には、結納は婚姻を前提とした贈与(より正確には、婚姻不成立を解除条件とした贈与)と考えられている。
(5)そこで、婚姻が成立しなかった場合には、受領した側は、結納を不当利得として返還しなければならない。

- (6) 逆に、婚姻が成立した場合には返還する必要はない。
- (7) 婚姻届を出さなくても挙式等をして事実上夫婦生活をしていれば(内縁という)、婚姻成立といえるので返還する必要はない。
- (8) ただ、挙式後 2 か月足らずで、その間夫婦の融和を欠いていたような場合には、未だ結納授受の目的を達したとはいえ返還すべきである(大判昭 10・10・15)。
- (9) なお、信義則上、婚姻不成立について責任を有する結納の授与者はその返還を請求できないとされている。

4. (1) そこで、冒頭の問題に戻ると、まず、婚約の解消自体は自由にできる。
- (2) 次に、相手方に婚約解消の責任があれば結納金を返還する必要はない。
- (3) そうでない一方的婚約解消の場合には、特に結納時に解消する場合は倍返しする旨の約束がない限り、受領した金額の結納金を返還すればよいことになる。

<コメント>

「婚約」の法的性質、「結納」の法的性質、「婚姻」成立、「婚姻」不成立、「婚約の解消」「結納金の倍返し」の約束など、次々と出てくる様々な法律問題を一つ一つ丁寧に考えて、はじめて関係者が納得できる解決策にたどりつくのかもしれない。法律的なものの考え方を鍛えるには、絶好のテーマかもしれない。

2024年5月3日(金)林明夫